

◆ 用途地域の一覧表（概要）

	用途地域	定義	制限等
住居系	第1種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を保護する地域	小規模な店舗や事務所、店舗兼用の住居、小中学校や福祉関連施設等が建築可能
	第2種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を保護する地域	第1種の建築可能用途に加え、150㎡までの一定の店舗、高等教育機関、病院等が建築可能
	第1種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を保護する地域	低層住居専用地域の建築可能用途に加え、500㎡までの一定の店舗や高等教育機関、病院等が建築可能
	第2種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を保護する地域	第1種の建築可能用途に加え、1,500㎡までの一定の店舗や事務所（2階以下）等が建築可能
	第1種住居地域	住宅の環境を保護するための地域	上記までの建築可能用途に加え、3,000㎡までの一定の店舗や事務所、ホテル等が建築可能
	第2種住居地域	主に住宅の環境を保護するための地域	一部の遊技・風俗施設、大規模店舗等を除いて、ほとんどの店舗や事務所、施設等（ホテル、カラオケボックス、パチンコ店など）が建築可能
	準住居地域	道路の沿線において、住宅と商業地域が調和した環境を保護するための地域	上記までの建築可能用途に加え、自動車関連施設や倉庫なども建築可能
商業系	近隣商業地域	近隣住民が日常の経済活動を行うための地域	住宅や店舗、事務所のほか、小規模な工場なども建築可能
	商業地域	金融機関、映画館などの遊戯施設、飲食店、百貨店などの商業施設が集まる地域	住宅や小規模な工場なども建築可能
工業系	準工業地域	主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域	危険性や環境悪化の恐れが大きい工場のほかは、ほとんど建築可能
	工業地域	主として工業業務の利便性を増進するための地域	どんな工場でも建築可能。住宅や店舗、事務所等も建築可能だが、教育機関、病院、ホテルなどは建築不可
	工業専用地域	もっぱら工業業務の利便性を増進するための地域	事務所や工場等の建築には制限がほとんどなく、逆に住宅や店舗、学校、病院、ホテルなどは建築不可（飲食店・物品販売を行う店舗は建築可能）